



第 11 回嘉麻市農業委員会総会（令和 7 年 10 月 10 日）

事務局 まず初めに、1 名欠員となっております嘉麻市農業委員会委員についてご報告をいたします。

令和 7 年 7 月 14 日に嘉麻市農業委員会委員候補者選考委員会が開催され、選定された候補者 1 名について、令和 7 年 9 月 19 日の嘉麻市議会におきまして、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づく議会の同意を得て、令和 7 年 10 月 1 日より農業委員として西 浩司氏が嘉麻市長より任命されました。

それでは西委員、一言ご挨拶をお願いいたします。

西委員 【西委員挨拶】

事務局 資料の訂正をお願いいたします。

総会議案書 3 ページ農地法第 3 条に関する備考欄ですが、審議番号 1 番・2 番は売買、審議番号 3 番・4 番は贈与の記入をお願いいたします。

会議を始めるにあたり、携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにして下さい。

本日の出欠状況をご報告いたします。

在任委員 15 名中、全員出席であり、過半数を超えておりますので、会議規則第 6 条に従い、総会は成立しておりますのでご報告いたします。

事務局 本日の資料の確認をさせていただきます。

事前に配布しておりました令和 7 年第 11 回嘉麻市農業委員会総会議案書と同資料の 2 点です。ご確認をお願いいたします。

事務局 それでは、開会宣言を副会長をお願いいたします。

副会長 只今から令和 7 年第 11 回 嘉麻市農業委員会総会を開会いたします。

事務局 続きまして、農業委員会憲章の朗読でございます。ご起立をお願いいたします。

会場 【農業委員会憲章朗読】

事務局 ご着席下さい。

それでは、会長挨拶をお願いします。

会長 【会長挨拶】

事務局 議事録整理の都合上、質疑の際には最初にお名前をお願いします。

それでは、会長、議事進行をお願いいたします。

議長 それでは、本日の議事録署名委員について、会議規則第 14 条により議長が指名するこ

とにご異議ありませんか？

会 場 【異議なし】

議 長 署名委員につきましては、2 番 中村委員と 3 番 田中委員にお願いします。

議 長 それでは、議事に入ります。  
議案第 35 号を議題といたします。  
事務局に説明をお願いします。

事 務 局 それでは、1 ページをお願いいたします。  
議案第 35 号 嘉麻市農業委員会委員の議席の決定について  
令和 7 年 10 月 10 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 山崎 健一

事 務 局 嘉麻市農業委員会会議規則第 7 条（議席の決定）で、「議席はあらかじめ、くじで定める」とありますが、欠員の場合の議席の決定についての定めがないため、現在、空席の番号である 7 番の議席番号をご提案いたします。

議 長 ただいま事務局から提案がありました、議案 35 号について、ご質問はございませんでしょうか？

会 場 【なしの声あり】

議 長 質問がないようですので採決に入りたいと思います。  
議案第 35 号について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会 場 【挙手】

議 長 賛成多数であります。  
よって、本案は事務局提案のとおり、西委員の議席を 7 番とすることに決しました。

議 長 続きまして議案第 36 号を議題といたします。  
事務局に説明をお願いいたします。

事 務 局 それでは、2 ページをお願いいたします。  
議案第 36 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
農地法第 3 条の規定により別紙のとおり申請があったので審議に付する。  
令和 7 年 10 月 10 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 山崎 健一

事 務 局 今月は、農地法第 3 条関係におきまして、4 件の申請が出ております。  
それでは、3 ページをお願いいたします。

事務局 農地法第3条関係 審議番号1  
 申請地：嘉麻市〇〇〇〇 〇〇〇〇番〇 地目：田 地積：638㎡  
 申請人譲受人：嘉麻市〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇(45)  
 申請人譲渡人：嘉麻市〇〇 〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇(83)  
 譲受人耕作地：自作地 2,009㎡  
 権利内容：所有権移転 売買

事務局 この申請は、譲受人の〇〇 〇〇氏が譲渡人の〇〇 〇〇氏より農地を売買で取得する  
 ものであります。周辺地域との関係は特に問題ないと思われれます。また、農地法第3  
 条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われれますが、  
 ご審議よろしくお願いいたします。資料といたしまして、1ページに位置図、2ページ  
 に申請地図を添付しております。以上でございます。

議長 只今、事務局の説明が終わりました。  
 審議番号1番について、地区担当：大木推進委員に説明をお願いいたします。

大木推進委員 漆生担当の大木といたします。よろしくお願いいたします。  
 連絡がありまして、〇〇さんから農地を買い取って新しく米を作りたいとのことでした  
 ので、審議よろしくお願いいたします。以上です。

議長 只今、地区担当推進委員の説明が終わりました。  
 審議番号1番について、ご質問はございませんか？

藤島委員 米を耕作するということですか？

大木推進委員 そうですね。もともと作ってなかったらしいのですが、買い取って米を作りたいとい  
 うことを言われていました。

議長 その他よろしいですか？

野見山委員 野見山といたします。  
 こことここを作るとしたら水路とかはどのような風になっているのか、現況は分かりませ  
 るか？

議長 大木さん、分かりますか？

大木推進委員 そうですね、水路に関してはたぶんその先の〇〇〇〇の表くらいに、自分の親が作っ  
 ている田んぼがありますので、そこからとってくるのではないかと思います。

野見山委員 〇〇〇〇の上のあれから、水路が残っている？

大木推進委員 残っています。一応毎月掃除はしているのでとれるんじゃないかと、一時期作ってないんで分からないですが、そこからしかとれないんじゃないかと思います。

議 長 質問がないようですので採決に入りたいと思います。  
審議番号 1 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会 場 【挙手】

議 長 賛成多数であります。  
よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

議 長 続きまして審議番号 2 番について、事務局に説明をお願いいたします。

事 務 局 農地法第 3 条関係 審議番号 2  
申請地：嘉麻市〇〇〇〇 〇〇〇〇番〇 地目：田 地積：561 m<sup>2</sup> 外 1 筆  
計 1,116 m<sup>2</sup>  
申請人譲受人：嘉麻市〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇 (45)  
申請人譲渡人：嘉麻市〇〇 〇〇〇〇番地〇 〇〇〇 〇〇 (82)  
譲受人耕作地：自作地 2,009 m<sup>2</sup>  
権利内容：所有権移転 売買

事 務 局 この申請は、譲受人の〇〇 〇〇氏が譲渡人の〇〇〇 〇〇氏より農地を売買で取得するものであります。周辺地域との関係は特に問題ないと思われまます。また、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われまますが、ご審議よろしくをお願いいたします。資料といたしまして、3 ページに位置図、4 ページに申請地図を添付しております。以上でございます。

議 長 只今、事務局の説明が終わりました。  
審議番号 2 番について、地区担当：大木推進委員に説明をお願いいたします。

大木推進委員 説明したいと思います。連絡がありまして、こちらも米を作りたいということで、ちょうど隣同士になっていきますので、そういったことです。

議 長 只今、地区担当推進委員の説明が終わりました。  
審議番号 2 番について、ご質問はございませんか？

白 土 委 員 白土良一です。審議番号 1 と 2 で売買ということで面積的にはすごく少ない 1 反半くらいの面積で、この〇〇さんという方はこれ以外のところに田んぼをどれくらい作ってあるんですか？

事務局 ○○さんは先ほど説明しましたように、自作地が 2,009 m<sup>2</sup>です。

白土委員 2 反。2 反の自作地で 1 反半を売買で買って米を作るということですか？  
分かりました。

議長 質問がないようですので採決に入りたいと思います。  
審議番号 2 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会場 【挙手】

議長 賛成多数であります。  
よって本案は原案のとおり許可することに決しました。

議長 続きまして審議番号 3 番について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 農地法第 3 条関係 審議番号 3  
申請地：嘉麻市○○○○○○○○ ○○番○ 地目：田 地積：452 m<sup>2</sup>  
申請人譲受人：嘉麻市○○○ ○○○番地○○ ○○ ○○○ (67)  
申請人譲渡人：嘉麻市○○○ ○○○番地○○ ○○ ○○○ (68)  
譲受人耕作地：自作地 5,737 m<sup>2</sup>  
権利内容：所有権移転 贈与

事務局 この申請は、譲受人の○○ ○○○氏が譲渡人で配偶者の○○ ○○氏より農地を贈与  
で取得するものであります。周辺地域との関係は特に問題ないと思われ  
ます。また、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満  
たしていると思われ  
ますが、ご審議よろしくをお願いいたします。資料といたしまして、5 ページに位置図、  
6 ページに申請地図を添付しております。以上でございます。

議長 只今、事務局の説明が終わりました。  
審議番号 3 番について、地区担当：中嶋推進委員に説明をお願いいたします。

中嶋推進委員 飯田・平山地区の中嶋です。事務局の説明のとおり、旦那さんから奥さんに名義を変え  
られるということです。耕作は継続して行うということです。以上です。

議長 只今、地区担当推進委員の説明が終わりました。  
審議番号 3 番について、ご質問はございませんか？

会場 【なしの声あり】

議長 質問がないようですので採決に入りたいと思います。  
審議番号 3 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会 場 【挙手】

議 長 賛成多数であります。  
よって本案は原案のとおり許可することに決しました。

議 長 続きまして審議番号 4 番について、事務局に説明をお願いいたします。

事 務 局 農地法第 3 条関係 審議番号 4  
申請地：嘉麻市〇〇〇〇 〇〇〇番〇 地目：田 地積：716㎡ 外 2 筆  
計 1,570㎡  
申請人譲受人：嘉麻市〇〇〇 〇〇〇〇番地〇〇 〇〇 〇〇〇 (67)  
申請人譲渡人：嘉麻市〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇 (70)  
譲受人耕作地：自作地 5,737㎡  
権利内容：所有権移転 贈与

事 務 局 この申請は、譲受人の〇〇 〇〇〇氏が譲渡人の〇〇 〇〇氏より農地を贈与で取得するものであります。周辺地域との関係は特に問題ないと思われます。また、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われますが、ご審議よろしくをお願いいたします。資料といたしまして、7 ページに位置図、8 ページと 9 ページに申請地図を添付しております。以上でございます。

議 長 只今、事務局の説明が終わりました。  
審議番号 4 番について、地区担当：中嶋推進委員に説明をお願いいたします。

中嶋推進委員 今年まで利用権設定をして耕作されていたんですけど、来年度は難しいということで別の方の耕作を検討していたんですが、なかなか上手くできなくて、〇〇 〇〇さんと〇〇 〇〇〇さんは従妹関係で、私の方が作りましようとして引き受けていただいたということで、贈与というかたちで名義変更と聞いております。よろしくをお願いいたします。

議 長 只今、地区担当推進委員の説明が終わりました。  
審議番号 4 番について、ご質問はございませんか？

白 土 委 員 白土です。一般的なことですが、私が作付けしている横も太陽光発電ができるんですが、最近、ときどき田んぼに太陽光発電が作られていて世間的にも北海道の方とかで問題があっけいまして、農地で周辺地域に人が住んでいないところであれば太陽光発電はいいでしょうけど、あえて農地に太陽光をしていいという許可は一般的にはされているんですけど、今後田んぼが作られなかったら太陽光にしましようというような場合に、景観とか近隣で耕作されている農家の方とかそういうところへの折り合いというか話合いというかそういったものは全く必要なくて、田んぼであれば何メートルか引けば太陽光は建設できるというようなことと思うんですが、それに関して僕はいつも疑問をもっ



それでは資料の 10 ページと 11 ページをお願いします。

今回の転用の申請地 ○○ ○○○番地○は、○○にあります○○○付近の第 2 種農地です。

12 ページが土地利用計画図、13 ページが造成計画断面図となりますが、土地の埋め立ては行わず現状の高さのまま草刈り、整地し、土に埋め込みをする土台を 2.3 メートル埋め込み、その土台にパネルの足を接続し設置するものとなります。

パネルの枚数は 158 枚、最大出力 100.33 kW の計画で、隣地との境界から内側に高さ 1.2 メートルのフェンスを設置します。

土地利用計画図の B~B ダッシュ断面の B ダッシュあたりから、形状はそのまま資材を搬入します。

周辺の住民への説明は、申請地から半径 100 メートルに訪問し説明、不在の際は説明資料をポストに投函し、特に苦情はないとのことでした。

説明は以上となります。

ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 只今、事務局の説明が終わりました。  
審議番号 1 番について、地区担当：大木推進委員に説明をお願いいたします。

大木推進委員 説明させていただきます。先日行政書士さんから資料を渡されまして、○○さんのところを借りてその土地に太陽光を設置したいという資料を下さいました。一方でその奥に作っている○○さんのところの○○さんから、太陽光の設置は反対してほしいという連絡も受けておりました、その判断を農業委員さんに任せたいという連絡がありました。

議 長 すみません、確認します。○○さんという方からの反対ですか？

大木推進委員 はい、○○さんという方で、自分も詳しくは分からないのですが、とりあえず反対をしてくれんやろうかという連絡がありました。  
本人曰く、農機具のコンバインとかトラクターとか出入りがしづらい、狭いということを出入りがしづらいということを言われていました。

議 長 推進委員さんの意見も参考にしながら、みなさんご意見があったらお願いします。

森田委員 森田です。自分のところにも個人的にご相談があって、○○さんという方から電話があってその方と話して、実はこの周りを新たに耕作する○○さんというのはもともと知り合いで、その方から電話ありました。ここで米を作りたいということで、ここに太陽光はいかなものかということで相談を受けています。農業委員としては、ここにもあるとおり農地の集約とか、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に努めますとあるとおり、この方はここで農業をしたいという意思が熱い気持ちを延々とっておられたので、僕としては農地の中にソーラーパネルがこういったかたちでどんどん建つのはいかなものかと思うので、分かりましたという話はしました。以上です。

議 長 今、森田委員からも意見がありました。その他ありませんか？

野見山委員 野見山です。私の方にも連絡がありまして、ちょっと反対してくれないかということで、もし作るとしたら農地に降りる道がないということで言われまして、農地に降りる道は見に行った限りこの〇〇〇〇-〇、〇〇〇〇-〇、これもまた〇〇さんが買い上げされるということでそこを埋めて作れば入れないことはないのかなと。その横に農道があるということを知っていたんですけど、あの農道は使いようがどうかと思って。それだったらこの田んぼをどうせ買われるのであれば、そこに降りる道を作って。太陽光も邪魔は邪魔です。電波障害とかが出るんで、営農の方にも影響があるのかなと思うんですが。みなさんのご審議お願いします。

議 長 その他ありませんか？

松隈委員 私の方にも連絡がありまして、こういう風に太陽光が出来ると不安。出入りが非常に難しい状況にあると。現在、太陽光が出来るところが、もしこれが農地のままであるとすれば、そちらの方もこの農地を利用して耕作したいとおっしゃっております。

議 長 ありがとうございます。その他よろしいですか？

白土委員 さっき言いましたけれど、私の方にも話がありました。賛成とか反対とかではなく、先ほどの二重説明になりますが、基本田んぼに太陽光を設置するというのが認可されるということは決まっていますが、先ほど言ったように太陽光の下に稲を作ってる人もいます、実際に。ですから作れないことはないと思うんですが、ただ心情的に太陽光が横にあると田んぼが作りにくいかなというのは農家としてはあります。ですから、農業委員としての立場と農家としての立場が一緒になっていますので、これに関しては賛成も反対もできません。田んぼを荒らさずに、太陽光にしたいという人の気持ちも分かるんですが、田んぼに太陽光を作るという何か分かりませんが、すでに田んぼで下りるんであれば、我々としては反対のしようがないというのはあるんですが、今言っているとおり農業者としてはあまり賛成したくない。この場で賛成反対というのは私としては難しいところがあります。

伏貴委員 3条申請のときの1番2番で両隣が3条で買ってあるんですね。田んぼの持ち主の方に会社の方から説明はあっているんでしょうか？

議 長 今のところこちらにあってないということで、最初に了解をいただいていますのでそれはそれでいきたいと思います。

伏貴委員 推進委員さんの話では田んぼの持ち主が反対されているとかではなかったですか？

大木推進委員 新しく買い取られた方が奥に作られるため、そちらが太陽光ができると困るというお話で、〇〇さんが土地の持主は一緒なんで、そっちに貸して太陽光を作るという話が両方

出てきたもので。

議 長 その他よろしいですか？

藤 島 委 員 私は別のことを考えていて、米を作るのではなく全体をメガソーラーにするのではないかという気持ちが私の中にはあったんですが。  
名義変更されてますよね？1 か月前か。  
全部一緒にするために〇〇さんの名前にしたのかなと思ったんですが。この 1 反くらいにソーラー作って利益があるんだろうかと思うので。絶対するのではなからうかと思ってたんですが。

森 田 委 員 この件に関して、未定な話なんですけど、〇〇さんという方は取得したいと。太陽光を反対してくれということなんですけど、その後に自分はここを買い取りたいと。ここでも農業をしたいという気持ちは聞いております。

議 長 ありがとうございます。  
まとめたいと思います。いろいろご意見がありますので、これ採決に入れるかなと思いますが、採決に入ってよろしいですか？

川 原 田 委 員 わたくしども農業委員会憲章毎回朗読させていただいて、農業地域の効率的利用を進めますと、優良農地の確保というところはなかなか農業委員会が履行しているという状況がなかなか見えない中で、今回の事案は優良農地の確保という点について非常に分かりやすい事案と思ひまして。全国的にソーラーシステムにおいて逆風が吹いている中で農業委員会が安易に許可をだしていいものか、今ソーラーの時代かもしれませんが将来食料危機とかが起きた時に、嘉麻市の農業委員会は簡単に許可出したそうで、あの時のなにも将来のことを考える能力のない農業委員が集まっておったんだなという評価が将来的にはでてくるかなという思いがありまして。環境保全というところを含めて、農地は守るための土地であるとそういった認識が薄れてきておりますので、私は優良農地の確保は農業委員会の基本的なことであって、これを履行できない農業委員会は力が削がれてしまうのかなと考えておりますのでよろしく願いいたします。

議 長 今意見が出ましたがその他よろしいですか？

田 中 委 員 田中です。先ほど森田さんが言われていましたように、〇〇さんがやりたい意思があるのであれば、それをもう一度その辺で一回話をさせていただいて、もし売買があれば売買につなげて、利用権設定できるのであればソーラーシステムを一旦ストップしてやった方がいいんじゃないかと。意思がなければあれですけども、先ほどの話ではやりたいという意思を示されてますので、その辺をもう少し確認したうえでこの件については再検討した方がいいんじゃないでしょうか。

議 長 これで採決に入れるかどうかということですが、みなさん採決に入ってよろしいです

か？みなさんのご意見をお願いします。

伏 貴 委 員 先ほども言いましたが、周辺農地の方と 3 条の売買もいろいろありますので、農地の申請者とよく話して再提案されてはいかがでしょうか？

議 長 一応、継続というかたちですか？

白 土 委 員 先ほど言いましたけれども、周辺の農地の方と話されるのももちろんいいんですけども。法律的にここに建てるということは問題ないわけですよ、田んぼに。そこが問題だと思っんです。地主さんの意向で周りで農業してても建てていいんですよ。田んぼにそもそも建てていいというそもそもが、今から先、食糧危機とかあった場合にそもそも作れる田んぼに耕作放棄地は除いて、そういうことを本当にやっていいのかというそもそも論が浮上してもいいような気がします。今回、〇〇さんと周りの方と話をされて、した方が丸く収まると思います。今回採決は難しいと思います。

議 長 よろしいですか？  
継続審議として先に申し送りしたいと思いますがいかがですか？それとも採決しますか？

会 場 継続審議しましょう。

議 長 継続審議ということで採決したいと思います。  
継続で賛成の方は挙手をお願いいたします。

会 場 【挙手】

議 長 賛成多数であります。  
継続審議ということでよろしくお願いいいたします。  
推進委員の退席をお願いいたします。

議 長 続きまして、議案第 38 号を議題といたします。

事 務 局 それでは、6 ページをお願いいたします。  
議案第 38 号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について  
農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき農業委員会の意見が求められているため審議に付する。  
令和 7 年 10 月 10 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 山崎 健一

本件は市長部局から農業委員会の意見が求められている案件であります。  
それでは 7 ページから 14 ページをお願いいたします。

利用権設定 36 件 100 筆 119,856.00 m<sup>2</sup>

農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると思われ  
ますが、ご審議よろしくお願ひいたします。  
以上でございます。

議 長 それぞれみなさん資料を確認してください。  
本案について、ご質問はございませんか？

白 土 委 員 白土です。  
今年からお米の値段が上がって耕作する人が増えてきました。  
賃借料、この間の稲築地区の農事区長会議の中で賃借料を地域で決めるとかできないか  
と相談があったんです。それは難しいということでお断りしたんですけれども。  
1 反 30 kg もあれば 60 kg もあって、やはり地主さんとしてはたくさん払ってくれる人  
のところに頼みたいというのもあると思います。その辺で今日農業委員のみなさん集ま  
ってあるので、それはそこそこで決めた方がいいよという意見が多数と思うんですが  
賃借料を払う方としては、あっちはこの値段やからあっちに頼んだ方がいいんじゃない  
かという話も聞くわけです。嘉麻市としては賃借料に対して一定のラインを決めたりし  
ないですよという話です。

議 長 しないと思います。当事者同士の話になると思います。ただ参考までに言えば、私のと  
ころは 15 年前に国が作ったんですよ。その時が米 1 俵分ということで決めて、米 1  
俵が 14,000 円だったんですよ  
私のところは 1 反 14,000 円払っています。ところが今 14,000 円といったら結構高  
い方になっています。それでもまだ続けて行こうとしております。これは地域の人との  
話し合いで決めるべきと思います。  
その他これについてご意見ありませんか？

事 務 局 事務局の方から 2 点賃借料の件です。  
一応、毎年 1 月から 12 月までを旧地区ごとの平均を賃借料情報ということで集計は  
しております。農業委員会の方にもご報告はさせていただいております。ただですね、去  
年まではお米の値段が上がる前の情報でしたので、そう下落はしていないのですが、今  
後やはり今回の利用集積等促進計画の中にもありますように、1 反あたり 60 kg という  
のが昔から使われてあった基準となっていたんですけれども、最近は 30 kg、45 kg と  
いったような件数が増えてきておりますので、令和 7 年の 1 月から 12 月の賃借料の  
ところはがくっと下がってくるのではないかと予想しております。  
あくまで昔は標準小作料と言いましたが、今は賃借料情報として農業委員会が情報提供  
している資料になりますので、地域ごとにそれでなければならぬという基準とは違  
います。みなさんよく分からない方は、その情報を教えてほしいと言われるので、そ  
ちらの方を提供させていただいております。

事務局	<p>最後にお話ししようと思っておりましたが、ちょうど賃借料情報のお話が出ましたので、最近、物納というのをされています。お米の値段が上がって、今までは10俵で契約をされていて、お米が倍になっているので5俵にしますといったようなことを耕作者から言われて意味が理解できないと、反60kgで契約しているのに減らされる理由がよく分からないという相談が数件実際にあっております。農業委員さんの方が委員さんでもあり耕作者でもありますので、もしかしたら委員さんのところにもそういったご相談っていうのがあるかもしれません。</p> <p>そういった際にはその年は契約といったものがきちんとあるわけですから、その年の分はきちんと納めていただいて、それで減らしたいということであれば契約自体を一旦合意解約していただいて、そして今後契約する数量に変更して契約しなおすしかないというようなことで相談にのっていただけたらと思っております。よろしく願いいたします。</p>
川原田委員	<p>米の値段ということで生産者と地主さんと新たな隔たりができています。私の方に相談があったのは田んぼを新規就農者の方が借りていて、借りたところは良かったけど10年間で10aが年あたり5万円、そこには野菜を作っているわけですね。</p> <p>米が上がったので賃借料を倍にあげてくれといきなり言われて戸惑っているということでどんな風な話の進め方をしたらいいのかなということで相談を受けました。</p> <p>新規就農者で収入が安定していない状況で、賃借料を倍額にするということはなかなか非常に難しいということをご理解いただきたいということを相談したらどうかということを進言させていただいたんですけど、地主さんは気持ちは分かりませんが、自分なりに納得して帰られたということでした。米の値段が2倍になると日本全国大きな話題となって軋轢を生んでいるのかなといったところです。</p> <p>私たちは耕作者の方を最大限大事にさせていただきたいと思っております。</p>
議長	<p>貴重なご意見ありがとうございました。</p> <p>質問がないようですので採決に入りたいと思います。</p> <p>本案については意見を求められている案件ですので異議なしということでよろしいでしょうか。</p>
会場	【異議なし】
議長	本案は異議なしとして、市長部局へ回答したいと思います。
議長	続きまして、証明第3号を議題といたします。
事務局	<p>それでは、15ページをお願いいたします。</p> <p>証明第3号 非農地証明願について</p> <p>証明書交付手続要領の規定に基づき非農地証明願の発行について審議に付する。</p> <p>令和7年10月10日提出 嘉麻市農業委員会 会長 山崎 健一</p>

今月は、非農地証明願について 1 件の申請が出ております。  
それでは 16 ページをお願いいたします。

非農地証明願関係 審議番号 1

申請地：嘉麻市〇〇〇〇 〇〇〇番〇 地目：畑 地積：416㎡ 外 1 筆  
計 585㎡ 申請人：〇〇 〇〇 (71)

- 事務局 資料の 16 ページをお願いいたします。  
当該地は、非農地証明経過書にありますように、地目変更手続きのため非農地証明の申請を行っておりますので、ご審議よろしくをお願いいたします。  
資料といたしまして 14 ページに位置図、15 ページに申請地、16 ページに非農地経過書を添付しております。以上でございます。
- 議長 証明番号 3 番について、副会長に説明をお願いいたします。
- 副会長 10 月 1 日の総会事前打ち合わせの後、会長と事務局で現地を確認しましたところ、農地としては使用されておらず、道路よりも高く、過去宅地であった状態が確認でき、今後も農地としての利用は不可能な状態でしたので報告いたします。
- 議長 本件について、ご質問はございませんか？
- 会場 (なしの声あり)
- 議長 質問がないようですので、採決に入りたいと思います。  
本案について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。
- 会場 【挙手】
- 議長 賛成多数であります。  
よって、本案は非農地として証明したいと思います。
- 議長 続きまして、通知第 9 号を議題といたします。
- 事務局 それでは、17 ページをお願いいたします。  
通知第 9 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について  
農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知があったので報告する。  
令和 7 年 10 月 10 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 山崎 健一
- 今月は 6 件の通知が出ておりますが、この件につきましては報告のみとなっており、18 ページから 19 ページに報告書を添付しております。

議 長 本件は報告のみでございます。

議 長 続きまして、会議次第の5番、その他に入らせていただきます。  
事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 次回総会の日程についてでございますが、11月10日(月)10:30からとなっておりますので、よろしくをお願いいたします。以上でございます。

議 長 委員さんの方からは、何かございませんか？  
私の方から1点報告したいと思います、農業委員会の憲章についてご意見が出ておりました。  
会長、副会長、事務局交えて検討いたしました。  
結論から言いますと、この農業委員会憲章については朗読されていない委員会もありますので、この朗読はやめることを決めましたのでその点ご理解をお願いいたします。農業委員会憲章は我々の業務のことが詳しく書いてありますので、毎回机に置いておきますので各自目を通してもらって総会に入りたいと思いますのでよろしくをお願いいたします。

事 務 局 閉会の言葉を副会長よりお願いいたします。

副 会 長 これにて、本日の農業委員会総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議 長

---

2 番委員

---

3 番委員

---